

# 市民委員会資料

陳情第 1 1 3 号

神奈川県最低賃金改定等に関する陳情

- 資料 1 最低賃金制度について
- 資料 2 平成 2 4 年度神奈川県最低賃金額一覧表
- 資料 3 平成 2 4 年度地域別最低賃金額一覧表(全国)

経済労働局

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

## 最低賃金制度について

### 1 目的

最低賃金法に基づき、国が、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低限度を定め、これを保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

### 2 効力

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

### 3 種類

#### (1) 地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

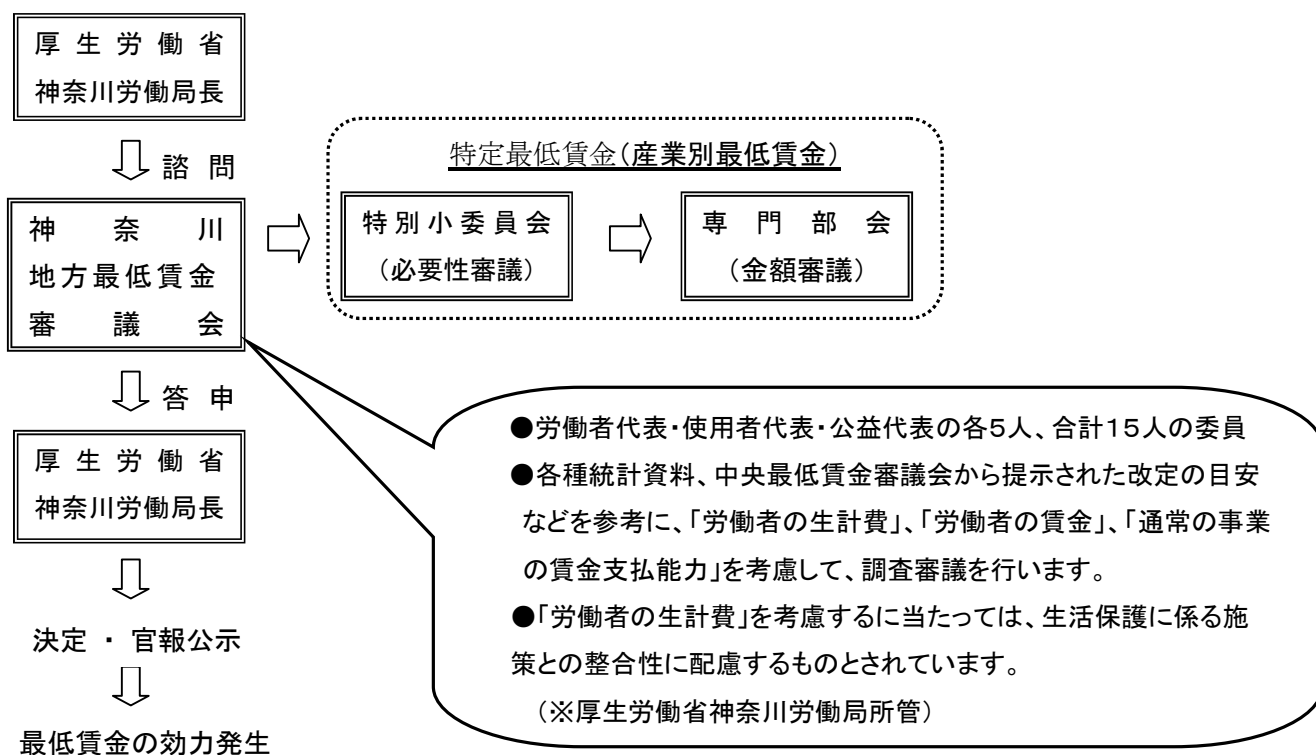
#### (2) 特定最低賃金(産業別最低賃金)

特定の産業に働く労働者とその使用者に適用され、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることができます。

### 4 決定(改正)の主な流れ

神奈川県最低賃金は、厚生労働省神奈川労働局長が、神奈川県最低賃金審議会に諮問し、同審議会の調査審議を踏まえた意見を聴いて、決定(改正)します。

なお、特定最低賃金(産業別最低賃金)は、小委員会にて「必要性審議」を行い、改定の必要性が有ると決定した業種は、専門部会を開催して金額審議を行うこととなります。



## 平成24年度 神奈川県最低賃金額一覧表

## 1 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生年月日
	時間額（前年度金額）	
神奈川県最低賃金	849円（836円）	平成24年10月1日

◇全産業の労働者に適用されます。ただし、下欄の特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用される者は除きます。

## 2 特定最低賃金（産業別最低賃金）

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生年月日
	時間額（前年度金額）	
塗料製造業	877円（871円）	平成25年3月1日  （※非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業及び自動車小売業については、平成24年度の改正が見送られたことにより、平成24年10月1日から地域別最低賃金849円が適用されます。）
鉄鋼業	864円（857円）	
非鉄金属・同合金圧延業 電線・ケーブル製造業	※849円（836円）	
ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857円（849円）	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	854円（843円）	
輸送用機械器具製造業	855円（845円）	
自動車小売業	※849円（842円）	

◇特定最低賃金（産業別最低賃金）の適用除外者（1の地域別最低賃金が適用されます。）

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6か月未満（ただし、自動車小売業については3か月未満）の技能習得中の者
- ③ 清掃、片付けその他これに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④ 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、①、②、③に加え、手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務に主として従事する者
- ⑤ 塗料製造業最低賃金については、①、②に加え、清掃、片付け、ラベルはり、手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務に主として従事する者

◆次の賃金は最低賃金の対象になる賃金には含まれません。

- ①精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外、休日労働に対する賃金及び深夜割増賃金

◆最低賃金はパートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。

平成24年度地域別最低賃金一覧表（全国）

資料3

（単位：円）

都道府県名	平成23年度最低賃金	平成24年度最低賃金	効力発生日
	時 間 額	時 間 額	
<b>神 奈 川</b>	<b>836</b>	<b>849</b>	<b>平成24年10月1日</b>
北 海 道	705	719	平成24年10月18日
青 森	647	654	平成24年10月12日
岩 手	645	653	平成24年10月20日
宮 城	675	685	平成24年10月19日
秋 田	647	654	平成24年10月13日
山 形	647	654	平成24年10月24日
福 島	658	664	平成24年10月1日
茨 城	692	699	平成24年10月6日
栃 木	700	705	平成24年10月1日
群 馬	690	696	平成24年10月10日
埼 玉	759	771	平成24年10月1日
千 葉	748	756	平成24年10月1日
<b>東 京</b>	<b>837</b>	<b>850</b>	平成24年10月1日
新 潟	683	689	平成24年10月5日
富 山	692	700	平成24年11月4日
石 川	687	693	平成24年10月6日
福 井	684	690	平成24年10月6日
山 梨	690	695	平成24年10月1日
長 野	694	700	平成24年10月1日
岐 阜	707	713	平成24年10月1日
静 岡	728	735	平成24年10月12日
愛 知	750	758	平成24年10月1日
三 重	717	724	平成24年9月30日
滋 賀	709	716	平成24年10月6日
京 都	751	759	平成24年10月14日
大 阪	786	800	平成24年9月30日
兵 庫	739	749	平成24年10月1日
奈 良	693	699	平成24年10月6日
和 歌 山	685	690	平成24年10月1日
鳥 取	646	653	平成24年10月20日
島 根	646	652	平成24年10月14日
岡 山	685	691	平成24年10月24日
広 島	710	719	平成24年10月1日
山 口	684	690	平成24年10月1日
徳 島	647	654	平成24年10月19日
香 川	667	674	平成24年10月5日
愛 媛	647	654	平成24年10月24日
高 知	645	652	平成24年10月26日
福 岡	695	701	平成24年10月13日
佐 賀	646	653	平成24年10月21日
長 崎	646	653	平成24年10月24日
熊 本	647	653	平成24年10月1日
大 分	647	653	平成24年10月4日
宮 崎	646	653	平成24年10月26日
鹿 児 島	647	654	平成24年10月13日
沖 縄	645	653	平成24年10月25日